

埼玉県の学校コードに係る付番方針について

「学校コードの取り扱いについて」に基づき、新たに学校コードを付与する際の付番方針を以下のとおり定める。

1. 学校番号の構造

学校コードの構成要素である学校番号（全7桁）の付番について、以下の通り各桁の番号を扱うこととする。

（第1桁から第3桁までの3桁の番号）

学校が所在する市町村を区別する番号として用いることとし、当該番号には、全国地方公共団体コードにおいて定められた市区町村コードを準用する。

また、政令指定都市であるさいたま市の番号についても、域内の区ごとの市区町村コード番号は用いる。

（第4桁、第5桁、第6桁及び第7桁）

第3桁までにより区分される市町村の域内の学校について、学校種ごと及び設置区分ごとに、0001から順に付番する。

（公立の高等学校及び公立の特別支援学校）

公立の高等学校及び公立の特別支援学校については、第1桁から第3桁までの3桁の番号に市町村コードを準用せず、県立の高等学校については100、市町村立の高等学校については200、県立の特別支援学校については300、市町村立の特別支援学校については400番を付番する。

また、第4桁、第5桁、第6桁及び第7桁については、学校種ごと及び設置区分ごとに、0001から順に付番する。

2. 学校コードの付与

学校コードについては、「学校コードの取り扱いについて」に基づき、本付番方針に従い付番した学校番号を基礎として文部科学省において付与するものを用いる。

3. 学校コードの変更

学校コードは、一旦付与した後は変更しないことが基本であるが、例外として、① 学校番号以外の学校コードを構成する要素（学校種、都道府県番号、設置区分）に変更が生じた場合、② その他、学校コードを運用する上で①に準ずる真にやむを得ない事由が生じた場合、に該当する場合であり、学校コードを変更する必要があると思慮するときには、文部科学省に対し、学校コードの変更の必要性について申し出ることとする。